

総合物流施策推進プログラムに掲げる取組に関する 実施状況の検証と同プログラムの見直しについて

平成26年12月25日
総合物流施策推進会議決定

「総合物流施策大綱(2013-2017)」(平成25年6月25日閣議決定)においては、同大綱に基づき策定された「総合物流施策推進プログラム」(平成25年9月20日総合物流施策推進会議決定)について、「毎年度、官民協働で取組の実施状況の検証を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じて見直すなど、PDCA方式により進捗管理を適切に行う」こととされている。

これに従い、今般、同プログラムに掲げられた全127施策について、以下のとおり、同大綱の策定後1年間における実施状況を検証するとともに、関係民間団体からの意見も踏まえ、同プログラムについて現時点での所要の見直しを行い、公表することとする。

1. 取組の実施状況の検証結果概要

総合物流施策推進プログラム(以下「プログラム」という。)を策定した平成25年9月以降の物流を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、プログラムに掲げる取組に関する実施状況を検証した。この間、国際コンテナ戦略港湾政策、過疎地等における宅配サービスの維持、物流業界の労働力不足に対応した施策の検討等、重要施策を強力に推進してきたところであり、各施策ともプログラムに従い、概ね着実に実施されていることを確認した。

その概要は別紙のとおりであり、詳細は資料1のとおりである。

2. 総合物流施策推進プログラムの見直し

1. の検証結果及びプログラムを策定した平成25年9月以降の物流を取り巻く状況の変化を踏まえ、プログラムに以下の施策を追加するなど、今後の取組強化に向けて所要の見直しを実施することとする。

追加する主な施策の例は以下のとおりであり、改定後のプログラムは資料2のとおりである。

【プログラムに追加する主な施策の例(施策掲載順)】

①日中韓でのパレットのリターナブル利用の実証実験(平成27年度)及びASEANでのパレットの普及等を含め、我が国物流システムの海外展開に向け、課題に応じた政策対話を進展。【No.1、4】

- ②農産物等輸出促進のため、関係省庁の連携により、複数事業者間の情報共有の仕組みの構築、海外販路拡大に向けた取組を開始。【No.43】
- ③インターネット通販市場の拡大に伴う宅配便再配達が増加懸念を踏まえ、再配達の削減に向けた取組を開始。【No.56】
- ④過疎地等における宅配サービスの維持のため、「地域を支える持続可能な物流システムのあり方に関する検討会」を設置し、共同輸配送、NPO等との連携、貨客混載等を検討。【No.63】
- ⑤物流業界における労働力不足の状況を踏まえ、「物流政策アドバイザリー会議」や「物流問題調査検討会」を設置し、対応方策を検討。あわせて、中継輸送の導入や女性の活躍のための環境整備を始めとする制度改善に総合的に取り組むこととした「自動車運送事業等の人材確保・育成対策」を策定するなど、労働者の育成・確保を推進。【No.64、65】
等

3. 施策のさらなる強化について

総合物流施策大綱(2013-2017)及びプログラムの策定以降も、グローバル・サプライチェーンのさらなる深化、人口急減・超高齢化、労働力不足の顕在化など、物流を取り巻く状況は絶えず変化してきており、これらを背景に、物流分野においても、国際コンテナ戦略港湾政策の推進、過疎地等における宅配サービスの維持、モーダルシフトの推進、物流総合効率化法による効率的な物流拠点の整備促進など、様々な施策を通じて経済社会の変革に適時適切に対応していくことが求められている。

このため、今回のプログラムの見直しに際しても、2. に掲げるように、プログラムに新たな施策を追加する等、新たな政策課題への対応を盛り込んだところである。

今後も物流を巡る環境は益々変化すると考えられ、このような中で、我が国の成長及び国民生活の向上を支える物流のさらなる強化を図るためには、国際コンテナ戦略港湾への後背圏域からの集貨・創貨、農産物輸出の促進、我が国物流業の海外展開の促進、災害時の代替輸送ルート確保、過疎地物流の維持といった課題を含め、状況の変化に適切に対応した取組が特に重要となってくるものと考えられる。

このため、引き続きプログラムの適時適切な見直し等を行いつつ、諸課題の解決に強力に取り組むとともに、加えて、その際には個々の荷主や物流事業者だけでなく、地方自治体、商工会等の地域主体など、多様な関係者が協力し、各主体の取組の連携を図ることにより、相互にWIN-WINの関係を築く仕組みを構築していくことが重要となっていることも踏まえ、このような観点からの施策のさらなる強化についても今後検討していく必要がある。

I. 総合物流施策推進プログラムに掲げる取組の実施状況の検証結果概要

- 平成25年9月、「総合物流施策大綱(2013-2017)」(平成25年6月25日閣議決定)に基づき今後推進すべき具体的施策を「総合物流施策推進プログラム」(以下「プログラム」という。)として取りまとめたところであり、今年が1回目の取組の実施状況の検証。
- 全127施策について官民協働で取組の実施状況の検証を行い、各施策ともプログラムに従い、概ね着実に実施されていることを確認。
- 取組内容や工程に変更が必要な施策については、プログラムを改定し、最新(平成26年11月末時点)の状況を反映。

【主な施策の進捗状況】

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(1) 我が国物流システムの国際展開の促進

- アジア海陸一貫輸送網の構築のため、インドネシア政府との政策対話に基づき、平成26年2月～3月にインドネシアーシンガポールでのRORO船運航実験を実施。
- 日中韓三国の輸送効率化のため、平成26年8月の日中韓物流大臣会合でパレットのリターナブル利用実証実験を平成27年度に実施することを合意。
- アジア諸国税関の通関手続改善に向けた、我が国NACCSシステムの海外展開の一環として、平成26年6月にベトナムで新システム全国展開が完了。ミャンマーについても、平成28年中運用開始に向け平成26年4月に無償資金協力案件として合意。

(2) 国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速

- 国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資制度創設、無利子貸付制度の対象施設追加等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」が成立(平成26年4月23日)。同年10月1日に阪神港の特例港湾運営会社が経営統合。

I. 総合物流施策推進プログラムに掲げる取組の実施状況の検証結果概要

(3) コンテナラウンドユースの促進

- コンテナラウンドユースを促進するため、平成26年11月に官民連携による**コンテナラウンドユース推進協議会設立準備委員会**を設置し、取組を推進していく上での課題や施策につき検討。

(4) コンテナターミナルのゲート前渋滞解消等

- 横浜港において、「**コンテナ搬出入予約制**」導入に向け、平成25年7月に**プレ実証実験**、平成26年2月～3月に**実証実験**を実施。
- ゲートオープン時間を20時まで延長**する取組を5港13ターミナルにおいて継続して実施中。

(5) 効率的な道路ネットワークの整備等

- 三大都市圏環状道路**については、平成25年度末時点で**整備率63%**(平成23年度末時点では整備率56%)となるなど、高規格幹線道路や枢要な空港・港湾へのアクセス道路の整備を実施。
- 40ft背高コンテナの積載車両などの大型車が通行すべき道路区間(大型車誘導区間)**を指定し、当該区間を通行する**大型車の許可手続**において、国が一元的に審査することにより**許可までの期間を短縮**する制度の運用を平成26年10月より開始。

(6) 首都圏空港の機能強化

- 成田空港については、駐機場の整備などにより平成26年度中の**年間発着枠30万回化**を着実に推進。
- 羽田空港については、国際線ターミナル拡張や駐機場整備等を行い、平成26年3月30日、**国際線の年間発着枠を3万回増枠**(パリ、バンクーバー、マニラなど欧米・東南アジア路線が充実)。あわせて、深夜早朝時間帯の長距離国際線の大型機就航を図るため、**C滑走路延伸**部分の整備を実施し、平成26年12月11日より供用開始。

I. 総合物流施策推進プログラムに掲げる取組の実施状況の検証結果概要

(7)トラック運送業における契約の書面化

○トラック事業の適正取引確保・安全阻害行為防止に向け、**貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正**(平成26年4月1日施行)し、適正取引確保に係る努力義務規定を新設するとともに、**「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を制定**(平成26年1月22日)し、契約の書面化をルール化。

(8)トラック運転手の確保・育成

○**トラック運転手確保・育成**のため、平成26年7月7日、中継輸送の導入や女性の活躍のための環境整備を始めとする制度改善に総合的に取り組むこととした**「自動車運送事業等の人材確保・育成対策」**を策定するなど、労働者の育成・確保を推進。

(9)食品ロス削減の総合的な推進

○食品流通において店舗への**納品期限に関する商慣習を緩和**(賞味期間の**2/3残しから1/2残しに短縮**)することにより返品・廃棄等の**食品ロス削減効果を検証する実証実験**を食品メーカー、卸売・小売業の参画により実施(平成25年8月～平成26年2月)。

(10)「買い物弱者問題」の改善

○高齢者を中心に全国で600万人存在すると推計される買い物弱者問題の改善のため、地域の自治体や商工会、小売業者、NPO等で構成する協議会を5地区で設置し、**買い物環境の改善に向けた仕組み等の検討**を実施。また、全国各地の地方自治体や民間事業者等による**先進的な取組事例等の情報発信**に向け、食料品アクセス問題ポータルサイトを充実・強化。

1. 総合物流施策推進プログラムに掲げる取組の実施状況の検証結果概要

(11) 過疎地等における輸送網確保

- 過疎地等における宅配サービスの維持のため、**地域を支える持続可能な物流システムのあり方に関する検討会**を設置（平成26年10月29日）し、**共同輸配送、NPO等との連携、貨客混載等**を検討。また、地方自治体等と物流事業者が連携し、買い物支援等地域の維持・活性化に向けた取組を行っている事例を国土交通省ホームページで公表。

2. さらなる環境負荷の低減に向けた取組

(12) モーダルシフトの促進

- モーダルシフト等推進事業による支援**として平成25年度は16案件を選定。平成26年度は、特に**複数荷主が連携したモーダルシフト事業**を中心に8件を選定。
- 船舶共有建造制度**の活用によりスーパーエコシップ等の建造を推進。平成26年6月末までに25隻の船が建造決定。

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(13) 災害に強い物流システムの構築

- 災害に強い物流システムの構築に向け、地方ブロック毎に国、地方公共団体、物流事業者等からなる協議会を開催し、**民間物資拠点の選定**（平成25年3月時点で934施設だったところ、平成26年3月時点で1169施設に増加）や**官民の協力協定の締結**（平成25年3月時点で88件だったところ、平成26年3月時点で120件に増加）を推進。平成25年10月、「**広域物資拠点開設・運営ハンドブック**」公表。
- 荷主と物流事業者が連携した**災害時における代替輸送の確保を含む事業継続計画（BCP）**の策定に向けた検討を実施。

II. 総合物流施策推進プログラムの見直し

【プログラムに追加する主な施策の例(施策掲載順)】

(1) 我が国物流システムのアジア展開の促進

- 日中韓でのパレットのリターナブル利用の実証実験(平成27年度)及びASEANでのパレットの普及等を含め、我が国物流システムの海外展開に向け、課題に応じた政策対話を進展。

(2) 農林水産物・食品輸出の物流改善

- 農産物等輸出促進のため、関係省庁の連携により、複数事業者間の情報共有の仕組みの構築、海外販路拡大に向けた取組を開始。

(3) インターネット通販市場の拡大に伴う宅配便の再配達増加への対応

- インターネット通販市場の拡大に伴う宅配便再配達の増加懸念を踏まえ、再配達の削減に向けた取組を開始。

(4) 過疎地等における輸送網確保

- 過疎地等における宅配サービスの維持のため、地域を支える持続可能な物流システムのあり方に関する検討会を設置(平成26年10月29日)し、共同輸配送、NPO等との連携、貨客混載等を検討。また、地方自治体等と物流事業者が連携し、買い物支援等地域の維持・活性化に向けた取組を行っている事例を国土交通省ホームページで公表。

(5) 物流の多様な現場を支える人材の確保・育成

- 物流業界における労働力不足の状況を踏まえ、物流政策アドバイザリー会議や物流問題調査検討会を設置し、対応方策を検討。あわせて、トラック運転手確保・育成のため、平成26年7月7日、中継輸送の導入や女性の活躍のための環境整備を始めとする制度改善に総合的に取り組むこととした「自動車運送事業等の人材確保・育成対策」を策定するなど、労働者の育成・確保を推進。

III. 施策のさらなる強化について

- 総合物流施策大綱(2013-2017)及びプログラム策定以降も、グローバル・サプライチェーンのさらなる深化、人口急減・超高齢化、労働力不足の顕在化など、物流を取り巻く状況は絶えず変化してきており、これらを背景に、物流分野においても、国際コンテナ戦略港湾政策の推進、過疎地等における宅配サービスの維持、モーダルシフトの推進、物流総合効率化法による効率的な物流拠点の整備促進など、様々な施策を通じて経済社会の変革に適時適切に対応していくことが求められている。
- このため、今回のプログラムの見直しに際しても、2. に掲げるように、プログラムに新たな施策を追加する等、新たな政策課題への対応を盛り込んだところである。
- 今後も物流を巡る環境は益々変化すると考えられ、このような中で、我が国の成長及び国民生活の向上を支える物流のさらなる強化を図るためには、国際コンテナ戦略港湾への後背圏域からの集貨・創貨、農産物輸出の促進、我が国物流業の海外展開の促進、災害時の代替輸送ルート確保、過疎地物流の維持といった課題を含め、状況の変化に適切に対応した取組が特に重要となってくるものと考えられる。
- このため、引き続きプログラムの適時適切な見直し等を行いつつ、諸課題の解決に強力に取り組むとともに、加えて、その際には個々の荷主や物流事業者だけでなく、地方自治体、商工会等の地域主体など、多様な関係者が協力し、各主体の取組の連携を図ることにより、相互にWIN-WINの関係を築く仕組みを構築していくことが重要となっていることも踏まえ、このような観点からの施策のさらなる強化についても今後検討していく必要がある。